



茨木市 総合保健 福祉計画 (第2次)



地域福祉計画	(第3次)
社会福祉協議会地域福祉活動計画	(第2次)
高齢者保健福祉計画	(第8次)
介護保険事業計画	(第7期)
障害者施策に関する第4次長期計画	
障害福祉計画	(第5期)
障害児福祉計画	(第1期)
健康いばらき21・食育推進計画	(第3次)



平成30年(2018年)3月



茨木市



茨木市社会福祉協議会

はじめに



茨木市は、昭和23年（1948年）に市制を施行し、平成30年（2018年）で70周年を迎えました。

交通環境の利便性や豊かな自然環境など、恵まれた多くの魅力をいかし、現在では人口28万人を超える都市に発展しています。

そのような中、平成24年（2012年）3月に「茨木市総合保健福祉計画」を策定し、総合的・体系的に保健福祉施策を推進することにより、市民のみなさまが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりに取り組んで

まいりました。

計画を進めてまいりました6年の間に、少子高齢化や核家族化がますます進行し、住民同士のつながりの希薄化や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境にも様々な変化が生じております。

加えて、「8050問題」・「ダブルケア」といわれる複合化した課題を抱える世帯等の増加や「制度の狭間」の問題、また、人生100年時代の到来や人権課題に関する啓発の必要性の高まりなどもあり、その解決に向けては、市、市民、各関係機関等がより一層連携を深め、包括的に取り組むことが必要となっております。

このたび、「茨木市総合保健福祉計画」の改定時期を迎えたことから、改めて計画全体に共通する理念と基本目標を定めるとともに、これまでは分冊としていた地域、高齢・介護、障害、健康・食育の計画を1冊にまとめることにより、市民、各関係機関等、多くの方々にとってわかりやすい形で、保健福祉分野における各施策・取組の更なる推進を図ることといたしました。

この計画では特に、国が提唱する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組といたしまして、（仮称）地区保健福祉センターの整備や専門的な相談支援体制の拡充を行い、市民がどこでも、なんでも相談できる包括的な支援体制を推進することにより、年齢や特性などにかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、地域福祉分野につきましては、これまで別途策定されていた、本市の「地域福祉計画」と茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、より緊密に連携を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいります。

今後とも、本計画の理念であります「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」の実現に向け、みなさまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するに当たり、熱心にご議論をいただきました総合保健福祉審議会委員のみなさまをはじめ、ワークショップやアンケート、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民のみなさまに心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

茨木市長 福 岡 洋 一

近年、福祉ニーズが多様化・複雑化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しており、今後多くの面で社会の支えとして、住民同士のつながりや共に支え合う福祉のまちづくりが一層重要となってきております。

今回の策定にあたっては、地域福祉の推進を図るため相互に連携を取り、市の地域福祉計画と共通の理念と基本目標を設定し、一体的に進めてまいりました。

今回の計画は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向け、活動者も参加者も共に役割を担うなどの関係をつくることができるように、地域の誰もが参加・参画できる『場』として「ぷらっとホームづくり」を展開することで、多様な担い手づくりや福祉分野だけでなく様々な分野と協働する体制づくりを推進してまいります。

また、地域福祉活動計画をより実効性を持たせるために、課題を挙げ地域の実情に応じた支援や事業展開を計画的に行っていくようにと、地区ごとの「地区行動計画」の作成までを目指しており、社会福祉協議会として全力で支援してまいります。

今後とも、各種事業の推進にお力添えを賜りますとともに、本協議会活動へのより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、33地区福祉委員会を中心とした地区ごとのワークショップ等で貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会
会 長 福 井 紀 夫



本計画の策定に当たっては、審議会のほか4つの分科会、専門部会に分かれて、計画策定に向けて活発な審議を行ってまいりました。

この計画では、第1編として分野別計画の基礎となる総合保健福祉計画を記載し、続く第2編には4つの分野別計画、すなわち地域、高齢・介護、障害、健康・食育の各分野の計画を掲載しています。共通の理念「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり～包括的な支援体制の実現とともに～」のもとに、6つの基本目標を設定し、保健・医療・福祉が連携を図るとともに、市民の活動とも連動しながら、＜みんなが主役の地域共生のまちづくり＞を目指すことにしています。

本計画の理念・基本目標の実現のためには、分野にとらわれず協力して取り組むことがなにより重要となります。本計画に沿って、市民、関係機関・団体、市が協力し、地域をよくする、住みやすいまちづくりを目指すという共通の目標にむけて、各施策・取り組みを進めていかれることを願っております。

計画策定に多大なご尽力を賜りました審議会委員の皆様をはじめ、それぞれの立場でご協力いただきました皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

茨木市総合保健福祉審議会
会 長 黒 田 研 二



目次

第1編 茨木市総合保健福祉計画（第2次）

第1章 計画の策定に当たって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置付け及び法的根拠	4
第3節 計画策定までの取組	7
第4節 計画の期間	10
第5節 社会福祉協議会の位置付け	11
第2章 本市の保健福祉を取り巻く状況	12
第1節 本市の状況・将来推計	12
1 人口構造・年齢別人口・人口動態の状況	13
2 介護保険被保険者の状況	24
3 障害者の状況	27
4 健康管理の状況	32
5 社会保障給付費の状況	35
第2節 前計画の評価と課題	37
第3章 計画の基本方針	40
第1節 理念	40
第2節 基本目標	41
第3節 包括的支援体制の推進	42
第4節 施策体系	48
第4章 計画の推進体制等	50
第1節 推進体制	50
第2節 進化管理	51

第2編 分野別計画

第1章 茨木市地域福祉計画（第3次）・茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）	55
第1節 前計画の評価と課題	57
1 地域福祉計画（第2次）の評価と課題	57
2 地域福祉活動計画（茨木ふくし知恵のわプラン）の評価と課題	61

第2節 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）	64
1 地域福祉計画（第3次）策定の趣旨	64
2 地域福祉活動計画（第2次）策定の趣旨・推進体制	64
3 両計画の一体的策定の意義	65
4 主な取組（基本目標／施策／主な取組）	66
第2章 茨木市高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）	85
第1節 前計画の評価と課題	87
第2節 高齢者保健福祉計画（第8次）・介護保険事業計画（第7期）	106
1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の趣旨	106
2 本市が目指す地域包括ケアシステムの確立に向けた高齢者施策	108
3 主な取組（基本目標／施策／主な取組）	109
第3節 介護給付サービス等の見込み量	138
1 各年度の介護給付サービス量の見込み	138
2 介護保険料基準額の算定	156
第3章 茨木市障害者施策に関する第4次長期計画・茨木市障害福祉計画（第5期）・ 茨木市障害児福祉計画（第1期）	161
第1節 前計画の評価と課題	163
第2節 障害者施策に関する第4次長期計画	191
1 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨	191
2 障害のある人もない人も誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくり	192
3 主な取組（基本目標／施策／主な取組）	193
第3節 障害福祉計画（第5期）	213
1 第5期計画の目標設定と実現に向けた取組	213
2 成果目標	213
3 活動指標	217
第4節 障害児福祉計画（第1期）	232
1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	232
2 本市における障害児保育、教育等の現状	233
3 成果目標	234
4 活動指標	237
5 次世代育成支援行動計画（第3期）との調和について	239
第4章 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）	245
第1節 前計画の評価と課題	247

第2節 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）	271
1 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）策定の趣旨	271
2 主な取組（基本目標／施策／主な取組）	276

資料編

1 計画策定の経過	297
2 茨木市総合保健福祉審議会規則	303
3 茨木市総合保健福祉審議会委員名簿	306
4 用語説明	309

■脚注の見方

計画の本文中に専門用語などを使用した場合には、最初に出てきたページの用語に※を付け、そのページの下に脚注として用語の説明文を記載しています。

また、巻末の「用語説明」に、脚注を付けた用語と説明文を再掲しています。

■グラフ・表の見方

グラフや表に比率を表示した場合には、小数点以下の端数が生じるため、割合の合計が100%に一致しないことがあります。

グラフや表中のN（Number of case）は、アンケート調査などの設問に対する回答者数を示します。属性ごとの回答者数などもNと表記しています。

グラフや表に端数処理した数値を表示した場合には（たとえば千円単位で四捨五入するなど）、内訳の合計が全体の数値に一致しないことがあります。

グラフや表中の記号▲は、マイナスの数値を示します。